平成２４年度測量・建設コンサルタント業務等に係る入札制度の見直しについて
お　知　ら　せ

岡山県土木部

岡山県の測量・建設コンサルタント業務等に係る入札制度について、次のとおり見直しを行い、平成２４年４月１日以降に指名通知を行うものから実施しますので、お知らせします。

低入札価格調査制度

１　調査基準価格の算定方法の変更

土木関係建設コンサルタント業務

①積算に技術経費を用いるもの

【現　行】

調査基準価格＝直接人件費＋直接経費＋（技術経費×０.５）＋（諸経費×０.５）

【変更後】

調査基準価格＝直接人件費＋直接経費＋（技術経費×**０.６**）＋（諸経費×**０.６**）

②積算に技術経費を用いないもの

【現　行】

調査基準価格＝直接人件費＋直接経費＋（その他原価×０.７）＋（一般管理費等×０.３）

【変更後】

調査基準価格＝直接人件費＋直接経費＋（その他原価×**０.９**）＋（一般管理費等×０.３）

２　第三者照査の義務付けについて

入札の設計図書において照査技術者の配置を求めた業務において、調査基準価格を下回る価格で入札した者と契約する場合、当該受注者が実施する照査とは別に、第三者による照査（以下「第三者照査」という。）を義務付けます。

このため、低入札価格調査に新たに「第三者照査を行う者の要件の確認」の調査項目を追加し、別途定める調査条件を満たさない場合は、当該契約の内容に適合した履行がされないと判断し、失格とします。

また、業務の成果品にかしがあった場合、当該第三者についても指名停止等の措置を行うことがあります。

最低制限価格制度

土木関係建設コンサルタント業務の最低制限価格の設定水準を見直します。

岡山県 技術管理課 ホームページへのアクセス方法

県のホームページ（**http://www.pref.okayama.jp**）から → 画面左上の［**組織で探す**］をクリック　→［**土木部**］をクリック →［**技術管理課**］をクリック

【問合せ先】
土木部技術管理課技術指導班
ＴＥＬ　０８６－２２６－７４６０

岡山県測量及び建設コンサルタント業務等入札に係る
低入札価格調査実施要領における調査の方針

基本方針

低入札価格調査実施要領第６条第２項の規定による調査を行う場合には、以下の項目について十分調査し、満足できない調査条件がある場合には「当該契約の内容に適合した履行がされないおそれ」があるものと判断する。なお、調査条件①又は調査条件②のいずれかの項目を満たさない場合には、「当該契約の内容に適合した履行がされないおそれ」があるものと判断し、その他の項目の調査は行わない。

また、調査に協力しない者については、「当該契約の内容に適合した履行がされないおそれ」があるものとして取り扱うものとする。

入札価格の内訳書

調査条件①　数量は、発注設計図書（委託内訳表）に計上されている設計数量と同じであること。

調査条件②　労務費は、法定最低賃金以上となっていること。
（「労務費調査表」（別紙１）により確認を行う。）

その価格で入札した理由書（別紙２）

調査条件③　手持業務の状況、配置技術者の状況等に照らして、業務の適切な実施及び成果品の品質の確保が図られること。

調査条件④　手持機械等の状況、過去に実施した同種又は類似の業務の実績等に照らして、入札した価格で業務が実施可能であること。

手持業務の状況及び従事技術者の確認書（別紙３）

調査条件⑤　配置予定技術者ごとの手持業務の量に照らして、契約対象業務の実施に支障がないこと。

配置予定技術者名簿（別紙４）

調査条件⑥　契約対象業務の実施のため、当該配置予定技術者が分担する役割の遂行に必要な資格を有すること。

第三者照査概要書（別紙５）

調査条件⑦　別紙第三者照査を行う者の要件を全て満たすものであり、かつ第三者の確約書（別紙６）が提出されていること。
（設計図書により照査技術者の配置を求めた場合に限る。）

【内訳書作成上の注意事項】

提出された入札価格の内訳書の金額の合計（消費税額及び地方消費税の額を除く。）と入札書に記載された金額が一致しない場合は、失格とする。

【調査基準価格を下回る価格で入札を行った者が受注した場合の取扱い】

(1) 当該業務の品質確保のため、当該契約に基づく業務委託が完了するまでの間、当該契約を執行した本庁又は県民局等の入札指名委員会において当該契約と同一の業務区分に係る業務委託の入札において、参加者として指名しないこととする。

(2) 当該契約に基づく業務委託が完了した後、当該契約の他、当該低価格入札者が本県から受注した業務委託に係る契約のうち当該契約担当者が指定する契約について、コスト調査等に協力しなければならない。

(3) 当該契約に係る業務委託の設計図書において照査技術者の配置を求めたときは、当該低価格入札者は、自ら行う照査とは別に、当該低価格入札者の責任及び負担において低入札価格調査時に提出した第三者照査概要書（別紙５）に記載した者（以下「第三者」という。）による照査を行わなければならない。

また、成果品にかしがあった場合は、当該第三者についても指名停止等の措置を行うことがある。

別紙

第三者照査を行う者の要件

1　第三者照査の対象となる業務（以下「対象業務」という。）と同一の業務区分について、岡山県測量及び建設コンサルタント業務等入札参加資格を有する者であること。

2　対象業務の指名通知日から落札決定の日までの間に、岡山県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領に基づく指名停止又は岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けていない者であること。

3　対象業務の入札における低価格入札者（以下「調査対象者」という。）と次のいずれかの資本関係又は人的関係にある者でないこと。

(1) 調査対象者の親会社（会社法第２条第４号の親会社をいう。以下同じ。）

(2) 調査対象者の子会社（会社法第２条第３号の子会社をいう。以下同じ。）

(3) 調査対象者と親会社を同じくする子会社

(4) 役員又は管財人（会社更生法第６７条の管財人及び民事再生法第６４条の管財人をいう。以下同じ。）が調査対象者の役員又は管財人を兼ねている者

(5) その他(1)から(4)までと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる者

4　過去に岡山県が発注した業務において、調査対象者から第三者照査を受託し、又は調査対象者に第三者照査を委託したことのない者であること。

5　配置する技術者は、次の要件を全て満たす者であること。

(1) 調査対象者において選任する照査技術者と同等の免許、資格等を有する者であること。

(2) 調査対象者から第三者照査を受託する者と指名通知日において直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。